

れたが、各養成課程と B 型肝炎訴訟原告団・弁護団との接点が本活動の認識・理解、普及には必須であると考え。本活動の目的の理解、養成課程側の受け入れ窓口の明確化と授業目的との整合性の調整を事前に行うことにより、養成課程から指摘された問題点は避けることができると思われる。しかしながら、たとえ本活動への理解が得られ、授業計画に含める意思が養成課程側にあったとしても、4 職種の養成課程のなかには当該職種の養成指定規則に定められたカリキュラムを修業年限で展開することで授業時間は占められており、本活動による授業を追加することが難しい状況もある。その点もふまえ、医療従事者の養成課程在籍中のみならず、卒業後の継続教育の一環として活用する機会が得られることも、本活動の広がりとしては意義あるものとする。

E. まとめ

・医療従事者（看護師、准看護師、臨床検査技師、歯科衛生士）養成課程（以下、4 職種）における B 型肝炎に関する教育の実施状況を明らかにすることを目的に、都道府県知事指定の 4 職種の全養成所を対象として調査を実施した。4 職種の養成課程からの回収率は 61%であった。

・4 職種の養成課程全体で、入学前後の B 型肝炎ウイルス抗体価検査の実施 86.8%、抗体価検査で陰性の場合のワクチン接種の実施 63.4%、ワクチン接種後の抗体価の確認のための検査の実施 74.2%、臨地実習に出るための条件として B 型肝炎ウイルス抗体検査結果が陰性の場合のワクチン接種の勧奨 88.6%であった。

・4 職種の養成課程全体で、標準予防策の講義の実施 96.7%、感染経路別予防策の講義の実施 96.7%、B 型肝炎ウイルス及び B 型肝炎ウイルス感染症に関する講義の実施 96.9%、B 型肝炎ウイルスの感染経路に関する講義の実施 97.2%、B 型肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者のケア時に求められる隔離予防策に関する講義の実施 79.9%であった。また、感染予防技術である個人防護具の着脱の学内演習の実施は 86.8%であった。

・4 職種の養成課程全体で、肝炎ウイルス感染

者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の講義の実施は 36.5%であり、当該講義のなかで B 型肝炎ウイルスの感染原因に関する歴史的事実にふれていると回答した養成課程は 82.8%であった。

・4 職種の養成課程全体で、B 型肝炎ウイルス患者、肝炎患者、その家族からの声を直接聞く機会となる授業の実施は 1.3%であった。臨床検査技師、歯科衛生士の養成課程では実施されている養成所はなかった。

・肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者に関する偏見差別防止の啓発教育の充実のためには、各養成課程の事情をふまえ、教師側の重要性の認識とともに適切な教育資材が望まれる。

・4 職種の養成課程の過密なカリキュラムの現状をふまえ、患者、その家族からの声を直接聞く機会となる授業は、養成課程在籍中のみならず卒業後の一環として活動を広げる意義を指摘した。

F. 参考文献

- 1) 多田羅浩三他：集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究（平成 24 年厚生労働科学研究）。
- 2) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成 27 年厚生労働省医政局長通知）。
- 3) 前田ひとみ、多田隈和子、家入裕子、東陽子、川口辰哉：一都市の医療機関における職業感染防止対策のアンケート調査、日本環境感染学会誌、25（4）、229-236、2010。
- 4) 一般社団法人 日本環境感染学会：医療関係者のためのワクチンガイドライン 第 2 版、日本環境感染学会誌、29（Suppl. III）、S1-S4、2014。
- 5) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）。
- 6) 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）。
- 7) 日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書（平成 27 年）。
- 8) 厚生労働省委託事業「歯科保健医療情報収集等事業」一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（平成 26 年）。
- 9) 日本歯科医学会監修；エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策実践マ

- ニューアル改訂版、永末書店（平成 27 年）.
- 10) 龍岡資晃他：肝炎ウイルス感染者に対する
偏見や差別の実態を把握し、その被害を防止
するためのガイドラインを作成するための
研究（平成 25 年厚生労働科学研究）.

G. 健康危険情報

特に把握していない。

H. 研究成果の一覧

本研究に関してのものはない。